



県章

三重県公報

昭和62年10月13日 火曜日 第11626号

目次

告 示

- 町の区域を設定する旨の届出 (地 方 課) 2
- 町及び字の区域を変更する旨の届出 (同) 3
- 有害な図書類の指定 (青少年婦人課) 4
- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保 険 課) 6
- 保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録 (同) 6
- 保険医の登録抹消及び国民健康保険医の登録消除 (同) 7
- 保安林の指定をする予定である旨の通知 (林 業 課) 7
- 同件 (同) 8
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (同) 8
- 同件 (同) 9
- 道路の区域決定及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 9
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (同) 10
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 12

公 告

- 昭和62年度三重県一般会計等補正予算の公表 (財 政 課) 13
- 土地改良区の設立認可 (耕 地 課) 35
- 同件 (同) 35
- 土地改良事業の認可 (同) 35
- 同件 (同) 35
- 土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (同) 35
- 換地処分をした旨 (農村整備課) 36
- 建築基準法の規定に基づく公開による聴聞 (建築営繕課) 36
- 開発行為に関する工事の完了 (開発指導課) 36
- 同件 (紀南県民局熊野土木事務所) 37

- 換地処分をした旨の届出 (都市計画課) 37
- 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催 (下水道課) 37
- 正 誤
- 昭和34年5月8日付け三重県公報第8707号 (道路維持課) 38
- 昭和46年6月1日付け三重県公報第9944号 (同) 38



三重県告示第489号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、飯南郡飯南町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を設定する旨、同町長から届出があった。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

飯南郡飯南町大字粥見字久保田新田とする区域

飯南郡飯南町大字粥見字川ノ上4076の1、4077の1、4077の3、5432の3、5462、5463の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字川端4078から4081まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字観化寺4106の3、4107の3、4108の2、4109の2、4114の1、4114の2、4117の6、4117の7、4118の1、4118の2、4119の1、4119の2及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字久保田4120の1から4120の3まで、4121、4122の1、4122の2、4123の1、4123の2、4124の1、4124の2、4125の1、4125の2、4126の1、4126の2、4127の1、4127の2、4128の1、4128の2、4129の1、4129の2、4130の1、4130の2、4131の1、4131の2、4132の1、4132の2、4133の1、4133の2、4134の1、4134の2、4135、4136の1から4136の3まで、5366の1、5366の2、5367の1、5367の2、5368の1、5368の2、5369の1から5369の3まで、5370の1から5370の3まで、5371の1、5371の2、5372の1、5372の2、5373の1、5373の2、5374の1、5374の2、5376の1、5376の2、5377の1から5377の3まで、5378の1から5378の3まで、5379の1、5379の2、5380の1、5380の2、5381の1、5381の2、5382の1、5382の2、5383の1から5383の3まで、5384の1から5384の3まで、5385の1、5385の2、5386の1、5386の2、5387の1、5387の2、5388の1から5388の3まで、5389の1から5389の3まで、5390の1、5390の2、5391の1から5391の3まで、5392の1から5392の4まで、5393の1、5393の2、5394の1、5394の2、5395の1から5395の3まで、5396、5397の1、5397の2、5398

の1、5398の2、5399、5399の1から5399の3まで、5400の1、5400の2、5401の2、5403、5404、5405の2、5406、5406の内、5407の1、5407の2、5408、5409の1、5409の2、5410、5411の1、5411の2、5412の1、5412の2、5413、5414の1、5414の2、5415の1、5415の3、5417の1、5417の2、5418の1、5418の2、5418の内、5419の1、5419の3、5420、5421の1、5421の2、5422の1、5422の2、5423、5425の1、5425の2、5426の1、5426の2、5427の1、5427の2、5428の1から5428の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字道ノ浦4137の1から4137の3まで、4138の1、4138の2、4139、4140の1、4140の2、4141の1、4141の2、4142の1、4142の2、4152の2、4153の2、4154の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字高瀬5203の2、5203の3、5204の1、5204の2、5205の2、5215の1から5215の4まで、5216の1から5216の3まで、5217の1、5217の2、5218の1、5218の2、5219の1、5219の2、5231の1、5231の2、5232の1、5232の2、5233の1、5233の2、5234から5236まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字南の全部、字三井戸5250から5252まで、5253の1から5253の3まで、5254の1、5254の2、5255から5258まで、5259の1、5259の2、5260、5261、5262の1、5262の2、5264の1、5264の2、5265の1、5265の2、5266の1、5266の2、5267の1から5267の3まで、5269の2、5270の2から5270の4まで、5271の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字道ノ下5305の1、5306の1、5317から5319まで、5320の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、字杉本5337の2、5338の3、5340の1、5340の2、5341の1、5341の2、5345の3、5346の1、5346の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字中野5347の1、5347の2、5348の1、5348の2、5355、5356及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに4501、4508、4510、4519の1、4520の1、4524の1に隣接する道路、水路である国有地の全部、5365の2に隣接する道路である国有地の一部

三重県告示第490号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、鈴鹿市の区域内において、土地区画整理事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を変更する旨、同市長から届出があった。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

1 鈴鹿市岸岡町字北新田に編入する区域

鈴鹿市岸岡町字西花野2094の3、2094の9の一部、2094の10の一部、2094

の11、2094の14の一部、2141の1、2142、2143の1の一部、2143の3、2143の4、2144の1の一部、2144の2の一部、2145の一部、2146、2147、2148の1、2148の2、2149、2150から2152までの各一部、2153の1の一部、2165から2167までの各一部、2167の1、2168の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部、字打越2180の一部、2180の1の一部、2181から2183まで、2184の1から2184の4まで、2185、2186、2187から2190までの各一部、2193の一部、2194の一部

2 鈴鹿市岸岡町字打越に編入する区域

鈴鹿市岸岡町字打越2194に隣接する字北新田の道路である国有地の一部、江島町字花野1668の2の一部、1669の2の一部、1680の1の一部、1681の1の一部、1682の一部、1683の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字大山1684の一部、1685、1686、1686の1、1687及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

3 鈴鹿市江島町字花野に編入する区域

鈴鹿市江島町字大山1684の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部、岸岡町字西花野2143の1の一部、2143の5、2144の1の一部、2144の2の一部、2144の3、2145の一部、2150から2152までの各一部、2153、2153の1の一部、2154、2155の1から2155の3まで、2156、2156の1、2157から2164まで、2165から2168までの各一部、2168の1、2168の2、2169から2178まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字打越2179の一部、2180の一部、2215の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

三重県告示第491号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第12条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な図書類として次のとおり指定した。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

番号	図 書 名	発行所	発 行 日	指 定 日	指 定 理 由
166	遊びジャーナル 1987 10 雑誌11559-10	男 性 通 信 社	昭和62年 10月1日	昭和62年 10月8日	著しく性的感 情を刺激し、又
167	悦唐の花魁 もっとして (夢はもも色) HJ-エC	D○企画	不 明		は著しく粗暴性 若しくは残忍性 を助長するため 青少年に見せ、 読ませ、若しく
168	乙女座 HJ-エ5	㈱ コ ス モ デザイン	不 明		

169	オレンジ通信 1987 7 雑誌コード02189-7	株式会社 東 京 社	昭和62年 7月1日	
170	仮面舞踏会 HJ-エ1	D○企画	不 明	
171	キャッシー 1987 10 雑誌12955-10	株式会社 日 正 堂	昭和62年 10月1日	
172	GAL'S KISS ギャルズ・キッス 1987 11 雑誌12921-11	三和出版 株式会社	昭和62年 11月1日	
173	恋に抱かれて HJ-エウ	D○企画	不 明	
174	ザ裏マガジン 1987 10 No.21 雑誌コード04199-10	コバルト 社	昭和62年 10月1日	
175	ザ・トップ MAGAZINE No.32 NOV. 1987 雑誌14007-11	株式会社 大亜出版	昭和62年 11月1日	
176	3人娘 恥穴丸出し HJ-エD	D○企画	不 明	
177	少女ジュシー (幼穴絶頂) SJ-11-G	㈱ コ ス モ デザイン	不 明	
178	叙情詩 HJ-エ6	D○企画	不 明	
179	スイート ラブ Sweet Love HJ-エ4	D○企画	不 明	
180	SPARK '87 11 雑誌コード03365-11	㈱ 白夜書房	昭和62年 11月1日	
181	Touch VOL. 23 TT-11-G	D○企画	不 明	
182	チェイス 挿入ポジション (指泣き陰唇) CS-11-G	㈱ コ ス モ デザイン	不 明	
183	トップボーイプレス 1987 10 雑誌コード16705-10	写考出版 株式会社	昭和62年 10月1日	
184	Dorime (指割り性交) DM-11-G	㈱ コ ス モ デザイン	不 明	
185	KNOCK ON IT 2	S.R. ア ー ト	不 明	
186	バナナボーイ 1987 6 雑誌07565-6	株式会社 ラン出版	昭和62年 6月1日	
187	パワーアクション ザ・ナイス・マガジン11 月増刊号 1987 雑誌14010-11	㈱ 司 書 房	昭和62年 11月5日	

は聞かせること
がその健全な育
成を阻害するお
それがある。

188	Beaver Vol. 13 BV-11-G	アリス版 出 版	不 明
189	B組 1987 6 雑誌17665-6	考友社 出版 株式会社	昭和62年 6月1日
190	美少女CLUB 1987 7 雑誌07635-7	朝 サン出版	昭和62年 7月1日
191	美少女通信 TSUSHIN-No24 BT-11-G	D○企画	不 明
192	MESSAGE ME-11-G	D○企画	不 明
193	model room 〔モデル・ルーム〕 クラッシュ10月号増刊 雑誌コード03274-10	朝 白夜書房	昭和62年 10月15日
194	レモンCLUB 漫画ストロング10月号増刊 雑誌コード03694-10/31	株式会 社 倉 出 版 社	昭和62年 10月31日

三重県告示第492号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ3第1項の規定により次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定及び申出 受理年月日
柚原診療所	松阪市柚原町38番地	62.4.1
合名会社フジ薬局	津市新町一丁目10番19号	62.9.16

三重県告示第493号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定により次のとおり保険医及び保険薬剤師を登録し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条第3項の規定により国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされた。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録年月日
澤田石 勝	三 医 8383 三国医 8383	62.9.16
大 西 誠	三 歯 1668 三国歯 1668	62.9.14
田 中 佐和子	三 薬 1573 三国薬 1573	62.8.29
谷 川 典 子	三 薬 1574 三国薬 1574	62.9.3
青 木 里 加	三 薬 1575 三国薬 1575	62.9.18

三重県告示第494号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ11第2項及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第47条第2項の規定により、次のとおり保険医の登録の抹消及び国民健康保険医の登録の削除をした。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

医 師 名	保険医及び国民健康保 険医の登録の記号番号	抹消及び削除 年 月 日
吉 住 進	三 医 3885 三国医 1621	62.10.17

三重県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨、通知があつた。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

- 保安林予定森林の所在場所
度会郡大内山村字奥唐子4416の4
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、南勢志摩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び大内山村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第496号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨、通知があつた。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

1 保安林予定森林の所在場所

北牟婁郡紀伊長島町十須字広内512の1、字柏ハ谷566の13、字多ノ谷569の6、569の10、字向井ノ谷611の1、字林ノ谷624の2、624の5、大原字三ツ谷507の88、507の90、507の91、海山町大字河内字押ヶ谷667、字二ヶ丸671の1、672の2（次の図に示す部分に限る。）、673から676まで、字太郎谷681、682、683の1（次の図に示す部分に限る。）、字赤淵685の1、686、687、字戀ヶ谷698の1・699（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字味噌ノ木738、739、字メ泉745、745の2、746、字小山752の1、字坂ノ下763、大字船津字井戸谷1922の2、1923の1、1926、字混カ谷1934、1934の1から1934の5まで、1936の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東紀州地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第497号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
一志郡美杉村石名原字岳ノ洞3363の18（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び美杉村役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第498号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯南郡飯南町大字有間野字他所2228の2・2228の3・字入会山西山2229の2・2229の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
林道用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、「関係図書」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菰野東員線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町福村字西林95-3番地先から 員弁郡東員町大字穴太字東往還1681-1番地先まで		3.00~45.50	13,821.20

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 員弁四日市線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
員弁郡員弁町大字北金井字北石仏1871-4番地先から 四日市市城山町甲3811番地先まで		3.00~19.00	19,604.60

三重県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図書」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津関線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
安芸郡芸濃町大字林字中繩字曾武14-2番地先から 安芸郡芸濃町大字林字滝ノ上162-3番地先まで		旧	7.00~16.00	472.50
		新	10.50~18.50	472.50

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢南島線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市津村町字前沖1730番地先から 伊勢市津村町字前沖1734番地先まで		旧 新	8.80~38.50	95.20
		新	8.80~29.80	118.40

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢柏崎停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡紀勢町大字崎字中野隣接民有地221番地 崎から 度会郡紀勢町大字崎字宮田1012-4番地先まで		旧 新	3.00~14.00	1,466.70
		新	3.00~33.50	1,649.70

第4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421号
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
員弁郡東員町大字筑紫字中林779-3番地先から 員弁郡員弁町大字大泉新田字矢田369番地先まで		旧 新	8.60~26.00	5,521.90
		新	6.00~27.00	5,234.20

第5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大泉東停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
員弁郡員弁町大字東一色字天皇605番地先から 員弁郡員弁町大字東一色字茨原935-1番地先まで		旧	4.00~21.40	480.80
		新	4.00~21.40	985.60

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 楚原停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
員弁郡員弁町大字楚原字宮の腰544-3番地先から 員弁郡員弁町大字大泉字山上1007番地先まで		旧	3.90~14.00	2,047.80
員弁郡員弁町大字楚原字宮の腰544-3番地先から 員弁郡員弁町大字大泉字野中1263番地先まで		新	3.90~14.00	1,832.00

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大山田加太停車場線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿郡関町南在家8031-2番地から		旧	5.00~17.00	113.00
鈴鹿郡関町南在家8032-2番地先まで		新	8.00~19.00	113.00

三重県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図書」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 南中津原畑新 田線	員弁郡員弁町大字市之原字村中839番地先から 員弁郡員弁町大字市之原字前田1049-2番地先まで	昭和62年10月13日
県道 馬場丸柱線	阿山郡阿山町石川字倉谷1383-1番地先から 阿山郡阿山町石川字向出687-4番地先まで	昭和62年10月13日
県道 菰野東員線	三重郡菰野町大字福村字西林95-3番地先から 員弁郡東員町大字穴太字東往還1681-1番地先まで	昭和62年10月13日
一般国道 421号	員弁郡東員町大字筑紫字中林779-3番地先から 員弁郡員弁町大字大泉新田字矢田369番地先まで	昭和62年10月13日

県道 大泉停車場線	員弁郡員弁町大字東一色字天皇605番地先から 員弁郡員弁町大字大泉字野中1281-1番地先まで	昭和62年10月13日
県道 員弁四日市線	員弁郡員弁町大字北金井字北石仏1871-4番地先から 四日市市城山町甲3811番地先まで	昭和62年10月13日



昭和62年度三重県一般会計等の補正予算が昭和62年9月30日成立したので、次のとおり公表する。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

昭和62年度三重県一般会計補正予算 (第 1 号)

昭和62年度三重県一般会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,427,046千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ468,114,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 9,142,425	千円 1,725,207	千円 10,867,632
	1 分 担 金	3,615,866	596,705	4,215,571
	2 負 担 金	5,526,559	1,125,502	6,652,061
7 国 庫 支 出 金		103,501,189	4,133,172	107,634,361
	1 国 庫 負 担 金	87,029,416	3,505,923	90,535,339
	2 国 庫 補 助 金	15,736,751	627,249	16,364,000
9 寄 附 金		312,709	2,250	314,959
	1 寄 附 金	312,709	2,250	314,959
10 繰 入 金		7,390,994	8,066,474	15,457,468
	2 基 金 繰 入 金	6,996,389	8,066,474	15,062,863

12 雑	収入	29,070,435	655,745	29,726,180
4 貸付金元利収入		20,390,200	655,745	21,045,945
13 県債		40,781,000	10,844,198	51,625,198
1 県債		40,781,000	10,844,198	51,625,198
歳入合計		442,887,782	25,427,046	468,114,828

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 民生費		29,842,318	94,493	29,936,811
1 社会福祉費		16,794,276	94,493	16,888,769
5 労働費		3,662,345	31,020	3,693,365
2 職業訓練費		684,305	31,020	715,325
6 農林水産業費		52,514,729	6,878,585	59,393,314
1 農業費		15,430,972	247,989	15,678,961

2 畜産業費	1,533,607	16,100	1,549,707
3 農地費	20,901,347	3,306,420	24,207,767
4 林業費	9,446,518	1,987,602	11,434,120
5 水産業費	5,202,285	1,320,474	6,522,759
7 商工費	17,070,060	675,970	17,746,030
1 商工業費	17,070,060	675,970	17,746,030
8 土木費	94,002,132	17,539,914	111,542,046
2 道路橋りょう費	46,005,572	8,968,500	54,974,072
3 河川海岸費	26,853,744	6,304,264	33,158,008
4 港湾費	6,874,113	617,700	7,491,813
5 都市計画費	7,238,467	1,649,450	8,887,917
9 警察費	24,040,892	54,064	24,094,956
2 警察活動費	2,155,244	54,064	2,209,308

10教	育 費		132,889,995	89,000	132,978,995
	4高 等 学 校 費		31,730,546	63,000	31,793,546
	8保 健 体 育 費		1,207,018	26,000	1,233,018
13諸	支 出 金		7,310,493	64,000	7,374,493
	1公 營 企 業 支 出 金		1,061,650	64,000	1,125,650
	歳 出 合 計		442,687,782	25,427,046	468,114,828

第2表 債務負担行為補正

追 加

事	項	期	間	限	度	額
農業	基盤整備事業に係る契約		昭和63年度			224,000 千円
林道	事業に係る契約		昭和63年度			15,000
治山	事業に係る契約		昭和63年度			105,000
漁港	事業に係る契約		昭和63年度			237,000

漁港	海岸事業に係る契約		昭和63年度		26,000
道路	事業 (国道306号外 8 路線) に係る契約		昭和63年度～昭和64年度		1,437,000
河川	事業 (鹿化川外 2 河川) に係る契約		昭和63年度		164,000
砂防	事業 (中垣内川外 4 河川) に係る契約		昭和63年度		204,000
港湾	事業 (御殿港外 2 港) に係る契約		昭和63年度		252,000

変 更

事 項	補 正		前		補 正		後			
	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
道路事業（国道311号外17路線）に係る契約	昭和62年度～昭和66年度			4,485,000	千円	昭和62年度～昭和66年度			4,485,000	千円

第3表 地方債補正
追加

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
畜産振興費	1,000	普通貸借又は証券発行	6.5以内	政府資金、特定資金及び公営企業金融公庫資金について定めた償還条件による。その他資金については償還条件は、知事が定める。ただし、県財政の都合により繰上償還することとする。
橋りよう維持費	18,000	"	"	"
土地区画整理費	9,250	"	"	"
計	28,250			

変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 %	償還の方法 利率 %	償還の方法
水道事業会計出資金	293,000	普通貸借又は証券発行	6.5以内	政府資金、特定資金、公営企業金融公庫資金及び公営企業金融公庫資金に定めた償還条件による。その他資金については償還条件は、知事が定める。ただし、県財政の都合により繰上償還することとする。

土地改良費	3,004,000	"	"	4,484,923	"	"	"
農地防災事業費	839,000	"	"	873,000	"	"	"
開墾及び開拓事業費	10,000	"	"	12,000	"	"	"
造林費	43,000	"	"	76,000	"	"	"
治山費	2,436,000	"	"	3,073,100	"	"	"
林道費	407,000	"	"	587,000	"	"	"
水産業振興費	232,000	"	"	515,500	"	"	"
漁港建設費	526,000	"	"	769,700	"	"	"
道路整備費	2,939,000	"	"	3,170,900	"	"	"
道路新設改良費	6,361,000	"	"	9,814,650	"	"	"
橋りよう新設改良費	360,000	"	"	514,525	"	"	"
河川改良費	10,648,000	"	"	12,388,000	"	"	"
砂防費	3,573,000	"	"	4,804,850	"	"	"

海岸保全費	1,101,000	"	"	"	1,247,000	"	"	"
港湾建設費	1,788,000	"	"	"	1,913,000	"	"	"
街路事業費	680,000	"	"	"	1,386,200	"	"	"
公園費	1,425,000	"	"	"	1,493,600	"	"	"
計	40,781,000				51,596,948			

昭和62年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

昭和62年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,496,834千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円	千円	千円
		1,106,029	163,750	1,269,779
1 負	担 金	1,106,029	163,750	1,269,779

2 国庫支出金		2,289,400	262,500	2,551,900
1 国庫負担金		2,289,400	262,500	2,551,900
3 繰入金		637,405	28,750	666,155
1 一般会計繰入金		637,405	28,750	666,155
4 県債		764,000	245,000	1,009,000
1 県債		764,000	245,000	1,009,000
歳入合計		4,796,834	700,000	5,496,834

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 4,796,834	千円 700,000	千円 5,496,834
1 流域下水道事業費		4,796,834	700,000	5,496,834
歳出合計		4,796,834	700,000	5,496,834

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
下水道事業費	千円 764,000	普通貸借又は証券発行	千円 1,009,000	普通貸借又は証券発行
		利率 6.5以内 %		利率 6.5以内 %
		償還の方法		償還の方法
		政府資金及び公営企業金融公債資金については、償還条件に定める。その償還条件は、知事が定める。ただし、県財政の都合により繰上償還することができる。		政府資金、特定資金、公営企業金融公債資金については、償還条件に定める。その償還条件は、知事が定める。ただし、県財政の都合により繰上償還することができる。

昭和62年度三重県水道事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 昭和62年度三重県水道事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 昭和62年度三重県水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
南勢広域水道建設事業 事業費	4,526,000千円	638,400千円	5,164,400千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	4,968,406千円	638,400千円	5,606,806千円
第1項 企業債	2,806,000千円	255,000千円	3,061,000千円
第2項 補助金	1,392,696千円	319,200千円	1,711,896千円
第3項 出資金	453,187千円	64,000千円	517,187千円
第4項 負担金	104,053千円	200千円	104,253千円

支 出	限 度	額
第1款 資本的支出	5,458,707千円	6,097,107千円
第1項 建設改良費	4,707,476千円	5,345,876千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起 債 の 目 的	(変 更 前)	(変 更 後)
	2,745,000千円	3,000,000千円

(2) 南勢広域水道建設事業

第5条 予算第9条の次に、次の1条を加える。

(継続費)

第10条 継続費の年割額を、次のように改める。

事業名	総 額	年 度	年 割 額
			(変 更 前) (変 更 後)
南勢広域水道建設事業	64,300,000千円	昭和50年度	597,000千円 597,000千円
		昭和51年度	507,000千円 507,000千円
		昭和52年度	456,000千円 456,000千円
		昭和53年度	926,000千円 926,000千円
		昭和54年度	1,277,000千円 1,277,000千円
		昭和55年度	2,125,000千円 2,125,000千円

昭和56年度	4,290,000千円	4,290,000千円
昭和57年度	5,460,000千円	5,460,000千円
昭和58年度	6,050,000千円	6,050,000千円
昭和59年度	6,755,000千円	6,755,000千円
昭和60年度	8,251,000千円	8,251,000千円
昭和61年度	8,981,000千円	8,981,000千円
昭和62年度	4,526,000千円	5,164,400千円
昭和63年度	4,019,000千円	3,380,600千円
昭和64年度	2,174,000千円	2,174,000千円
昭和65年度	1,960,000千円	1,960,000千円
昭和66年度	300,000千円	300,000千円
昭和67年度	303,000千円	303,000千円
昭和68年度	669,000千円	669,000千円
昭和69年度	1,319,000千円	1,319,000千円
昭和70年度	3,355,000千円	3,355,000千円

昭和62年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 昭和62年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 昭和62年度三重県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
鈴鹿工業用水道建設事業	事業費	26,040千円	162,037千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,805,500千円」を「1,805,540千円」に、「過年度分損益勘定留保資金219,945千円、当年度分損益勘定留保資金1,285,555千円及び当年度利益剰余金処分額300,000千円で補てんするものとする。」を「過年度分損益勘定留保資金219,945千円、当年度分損益勘定留保資金1,285,595千円及び当年度利益剰余金処分額300,000千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	収入		
第1項 企業債	2,760,076千円	26,000千円	2,786,076千円
	940,000千円	26,000千円	966,000千円

第1款 資本的支出	支	出	限度	額
第1項 建設改良費	4,565,576千円	26,040千円		4,591,616千円
(企業債)	2,268,241千円	26,040千円		2,294,281千円

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的	限度	額
(変更前)		(変更後)
	172,000千円	198,000千円

(1) 鈴鹿工業用水道建設事業

第5条 予算第9条の次に、次の1条を加える。

(継続費)

第10条 継続費の年割額を、次のように改める。

事業名	総額	年度	年割額	
			(変更前)	(変更後)
(1) 鈴鹿工業用水道建設事業	2,445,334千円	昭和47年度	265,165千円	265,165千円
		昭和48年度	291,552千円	291,552千円
		昭和49年度	123,194千円	123,194千円
		昭和50年度	261,032千円	261,032千円
		昭和51年度	28,820千円	28,820千円
		昭和52年度	34,227千円	34,227千円

昭和53年度	37,556千円	37,556千円
昭和54年度	38,304千円	38,304千円
昭和55年度	38,986千円	38,986千円
昭和56年度	264,626千円	264,626千円
昭和57年度	85,929千円	85,929千円
昭和58年度	108,921千円	108,921千円
昭和59年度	129,082千円	129,082千円
昭和60年度	129,531千円	129,531千円
昭和61年度	134,351千円	148,417千円
昭和62年度	135,997千円	162,037千円
昭和63年度	152,937千円	152,937千円
昭和64年度	185,124千円	145,018千円

昭和62年度三重県電気事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 昭和62年度三重県電気事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 昭和62年度三重県電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(既決予定) (変更増減) (計)

(2) 主要な建設改良事業

連発電所建設事業 事業費 647,000千円 9,500千円 656,500千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「562,115千円」を「562,190千円」に、「建設改良積立金116,970千円及び当年度分損益勘定留保資金445,145千円で補てんする。」を「建設改良積立金116,970千円及び当年度分損益勘定留保資金445,220千円で補てんする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 708,434千円 9,425千円 717,859千円

第1項 企業債 559,000千円 8,000千円 567,000千円

第2項 補助金 95,250千円 1,425千円 96,675千円

支 出

第1款 資本的支出 1,270,549千円 9,500千円 1,280,049千円

第1項 建設改良費 911,000千円 9,500千円 920,500千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的

限度額	(変更前)	(変更後)
	434,000千円	442,000千円

(3) 連発電所建設事業

第5条 予算第8条の次に、次の1条を加える。

(継続費)

第9条 継続費の年割額を、次のように改める。

事業名	総額	年度	年 割 額	
			(変更前)	(変更後)
(1) 連発電所建設事業	2,761,336千円	昭和57年度	60,000千円	60,000千円
		昭和58年度	79,300千円	79,300千円
		昭和59年度	80,800千円	80,800千円
		昭和60年度	414,000千円	414,000千円
		昭和61年度	262,800千円	262,800千円
		昭和62年度	647,000千円	656,500千円

1,207,936千円

1,217,436千円

昭和63年度

土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の規定により、河芸北部土地改良区の設立（維持管理事業河芸北部地区）を昭和62年10月6日認可した。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の規定により、柘植川沿岸土地改良区の設立（維持管理事業柘植川沿岸地区）を昭和62年10月6日認可した。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、亀山市営土地改良事業（団体営農道整備事業中ノ庄地区農道）を昭和62年9月28日認可した。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、員弁地区土地改良区の新規土地改良事業（非補助土地改良事業員弁地区農道）を昭和62年10月6日認可した。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、熊野市営土地改良事業計画（団体営農道整備事業新鹿地区農道）の変更は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和62年10月13日から同年11月2日まで

3 縦覧の場所 熊野市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営畜産経営環境整備事業中勢南部地区粥見・上郷換地区の換地処分をした。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について、同法第48条第9項の規定により公開による聴聞を次のとおり行う。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の目的
昭和62年10月19日 (月) 午後2時00分から	松阪市高町138 三重県松阪庁舎 6階第5会議室	第1種住居専用地域内における次の建築（新築）許可について、利害関係を有する者からの意見の聴取 建築主 津市中央1番1号 三重交通株式会社 取締役社長 谷本悦造 建築場所 松阪市下村町2601-4 建築物 用途 共同受信機器収納庫 構造 ブロック造平屋建 延面積 4.86㎡

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年9月28日	津市大字野田字鎌切833ほか (第1工区)	名古屋市中区松原三丁目15-19 日本道路株式会社名古屋支店 支店長 川端 陸 夫 松阪市末広町一丁目278-11 大和開発株式会社 代表取締役 中 村 聡

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和62年10月13日

三重県紀南県民局熊野土木事務所長 倉 野 元 宏

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
昭和62年9月18日	熊野市有馬町3304-3ほか9筆	熊野市有馬町182 速 水 寛太郎

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、昭和62年9月28日付けで、鈴鹿市打越土地区画整理事業の換地処分を行った旨、鈴鹿市打越土地区画整理組合理事長から届出があった。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

環境影響評価の実施に関する指導要綱第5第1項の規定により環境影響評価準備書を作成したので、当該環境影響評価準備書を公告の日から1月間公衆の縦覧に供する。また、その内容について説明会を開催する。

昭和62年10月13日

三重県知事 田 川 亮 三

- 指定事業等の種類
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の浄化センターの設置
- 指定事業等の規模
計画処理水量 約160千 m^3 /日平均
- 指定事業等の実施予定の場所
松阪市高須町
- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）事業を実施する。
(1) 対象市町 松阪市、一志町、白山町、嬉野町、三雲町及び多気町
(2) 計画処理区域面積 約4,660ヘクタール
(3) 計画処理区域人口 約222千人
- 関係地域住民の範囲
松阪市高須町地内の居住する住民及び事務所を置く法人
- 縦覧場所
三重県土木部下水道課
三重県松阪地方県民局松阪土木事務所
松阪市建設部都市計画課

松阪市西黒部地区市民センター

7 意見を述べることができる期間

昭和62年10月13日から同年11月26日まで

8 意見の提出先

〒514 津市広明町13番地 三重県土木部下水道課 (Tel24-2725)

〒515 松阪市高町138 松阪地方県民局松阪土木事務所 (Tel52-1111 内線366)

9 説明会の開催日時及び場所

昭和62年10月18日 午後2時 西黒部漁業協同組合

10 その他

環境影響評価の実施に関する指導要綱第7第1項の規定により、環境影響評価準備書について、公害防止及び自然環境保全の見地から意見のある者は、住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記入した意見書を提出することができる。

なお、意見書を提出できる者は、関係地域の住民で市の住民基本台帳に記載されている者及び関係地域に事務所を置く法人とする。

正 誤

昭和34年5月8日付け三重県公報第8707号に登載した、道路の区域決定（三重県告示第226号）中

ページ	行	誤	正
12	大泉停車場 線の表中	先隣同四色員 まで接郡一字弁 有民同郡番茨 地有町大番原 六〇同字東 五皇天一	員弁郡員弁町大字東一 色字天皇六〇五番地先 から同郡同町大字同字茨原 九四一番地先まで

昭和46年6月1日付け三重県公報第9944号に登載した、道路の区域変更（三重県告示第372号）中

ページ	行	誤	正
8	楚原停車場 線の表中	〃 大字泉字野中1281 番地先まで	〃 大字大泉字山上1007 番地先まで

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和62年10月13日印刷発行

津市広明町13番地

三重県
印刷 三重県総務部学事文書課